

【令和 2 年 4 月新入学者用ご案内】

**新泉和泉小学校・和泉中学校の指定通学区域
にお住まいの新 1 年生の保護者の皆様へ**

- ※ 「杉並和泉学園小学部」の正式小学校名は「杉並区立 新泉和泉小学校」です。
 ※ 「杉並和泉学園中学部」の正式中学校名は「杉並区立 和泉中学校」です。

“杉並和泉学園”は、平成 27 年 4 月に区内で初めての施設一体型小中一貫教育校として開校しました。

新しい小中一貫教育校の指定通学区域については、これまで小学部と中学部の指定通学区域の整合性を図る方向で検討してきましたが、保護者や地域の皆様の十分な理解を得ることが不可欠であるため、平成 27 年 4 月開校時の新泉和泉小学校の指定通学区域については、旧新泉小学校と旧和泉小学校の指定通学区域を合わせた地域とし、和泉中学校については、これまでの和泉中学校の指定通学区域と同様としました。

新しい指定通学区域については、今後、さらに見直しに向けた調査・検討を行うこととしており、小学部と中学部の指定通学区域に差異がある地域に居住する児童（新 1 年生を含む。）については、一定期間を設けて、就学校を選択できること（以下「特例措置」という。）としています。

特例措置の取扱いと指定通学区域の見直しスケジュールは、下記のとおりです。

記

1 特例措置の対象者

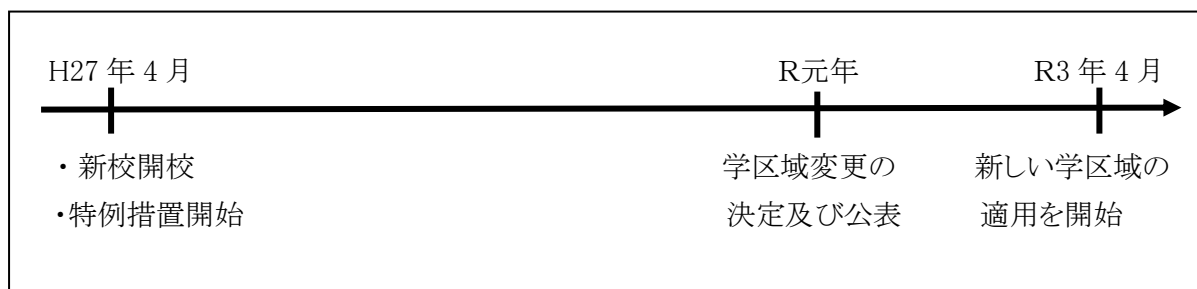
該当地域（裏面地図の A，B，C 地域）に居住する児童（新 1 年生を含む。）

2 特例措置の内容

裏面の地図と表をご覧ください。

3 指定通学区域の見直しスケジュール

平成 27 年～30 年	指定通学区域見直しの調査検討
令和元年	指定通学区域の変更、公表
令和 3 年 4 月	新指定通学区域の適用



【裏面あり】

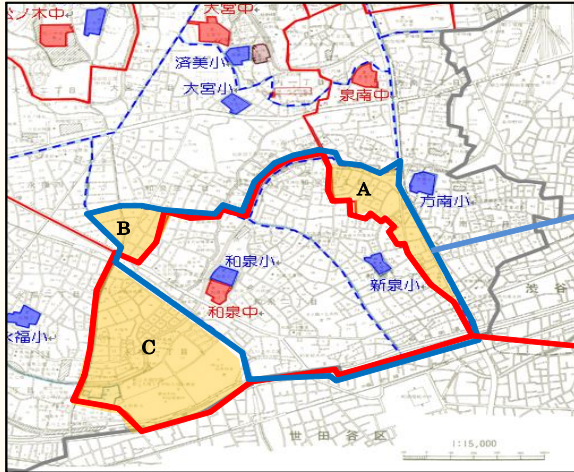
4 特例措置の手続き

特例措置を希望する方は、「指定校変更」の申立てをする必要があります。

令和元年12月中旬に発送する就学通知書(入学のお知らせ)とこのご案内を持参の上、指定校変更申立て期間内に受付窓口へお越しください。

なお、指定校へ入学される方は、手続きは不要です。

【特例措置の対象地域と児童の取扱い】



◆通学区域に差異がある地域

A・B: 小中一貫教育校小学部の通学区域であるが、中学校が異なる地域

C: 小中一貫教育校中学部の通学区域であるが、小学校が異なる地域

青線枠で囲んだ地域は、旧新泉小と旧和泉小を合わせた学区域です。

赤線枠で囲んだ地域は、和泉中の学区域です。

	小学部と中学部の通学区域に差異がある地域	指定校 (平成27年4月から)		特例措置をとる児童
		小学校	中学校	
A	和泉1丁目21、22、31~33、35~40 和泉4丁目1、2、25~30、36~40	新泉和泉小 (小中一貫校)	泉南中	○新泉小・和泉小の在校生で、新中学1年生 和泉中への入学に配慮します。 ○新小学1年生 方南小への入学に配慮します。
B	和泉3丁目5、6、11~16 永福4丁目2、3、7		大宮中	○新泉小・和泉小の在校生で、新中学1年生 和泉中への入学に配慮します。 ○新小学1年生 大宮小への入学に配慮します。
C	永福1丁目1~3、7~44	永福小	和泉中 (小中一貫校)	○永福小の在校生で、新中学1年生 向陽中への入学に配慮します。 ○新小学1年生 新泉和泉小への入学に配慮します。

5 指定校変更申立て期間・受付窓口

【小学校】令和元年12月16日(月)~令和元年12月24日(火) (土、日、祝日を除く)
午前9時00分~午後5時00分

【中学校】令和元年12月17日(火)~令和元年12月25日(水) (土、日、祝日を除く)
午前9時00分~午後5時00分

【受付窓口】杉並区役所西棟6階 第5・6又は7会議室(受付日によって変更があります)

6 お問い合わせ

杉並区教育委員会事務局 学務課学事係(就学事務担当)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代表) 内線 1623・1624

《令和元年9月発行》